

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、遅くとも平成24年2月までに帰還した申立人らについて、同年8月分まで月額5000円の生活費増加分（水購入費用）が、家族間別離を理由として、平成23年3月分から別離状態が解消した平成24年2月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,292,400円の支払義務があることを認める

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年12月13日

（仲介委員 鍬竹昌利）

項目		期間	金額
生活費増加費用	水購入費用	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 8 月 31 日まで	¥85,000
生命身体損害	通院慰謝料 (申立人 X 1 分)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 10 月 31 日まで	¥268,400
	通院交通費 (申立人 X 1 分)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 10 月 31 日まで	¥35,000
	通院慰謝料 (申立人 X 2 分)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 11 月 30 日まで	¥499,000
	通院交通費 (申立人 X 2 分)	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 11 月 30 日まで	¥35,000
検査費用		平成 23 年 3 月 15 日	¥10,000
精神的損害増額分		平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 2 月 29 日まで	¥360,000
合計			¥1,292,400